

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）に対する意見

1 概要

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の政策に向けた提言について（案）について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成20年11月25日（火）から12月4日（木）まで
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法

2 意見の提出者数

- 個人 2名
- 団体職員 3名（うち2名は連名で提出）
- 団体 1団体

3 意見概要及び意見に対する事務局としての考え方
別添のとおり

該 当 箇 所		意 見 概 要	意見に対する事務局としての考え方
- 1 1. 地球温暖化問題に対する取組	全 体	「地球は何度であるべきか」を目標として設定すべき。	地球温暖化の影響は、地域・分野によっては、わずかな気温上昇でも悪影響を被ることが予測されているが、現時点において地球全体及び日本の適温を一律に決定する科学的根拠は十分でない。このため、点検報告書案に盛り込まないものと判断した。
	重点調査事項 p 2 3 ~ 2 5	進捗点検で「概ね計画どおりに進捗」どころか、2006 年度で基準年比 6.2 %、2007 年度速報では 8.7 % 増加で史上最悪。目標未達成は、電事連と鉄鋼連盟の目標超過分が原因。これは両者を含む産業界の対策を「日本経団連環境自主行動計画」に丸投げし続けたため。まず自主行動計画を政府の「京都議定書目標達成計画」に組み込んだことの失敗を示し、自主行動計画でない政策による削減を提言すべき。	地球温暖化問題については、京都議定書の目標達成のために必要な対策が京都議定書目標達成計画に基づき進められており、本点検は、京都議定書目標達成計画の点検も踏まえつつフォローアップを行い、厳格な進捗管理を含め計画の着実な推進を提言している。(なお、当該データは、国立環境研究所のホームページに掲載されている。)
		京都議定書目標達成計画では電力配分後の排出量を総量でのせているが、点検では直接排出（発電所の排出は全てエネルギー転換部門にいれる）の表を（少なくとも併記で）示すべき。直接排出の表があれば、この間増えているのはエネルギー転換が原因だと一目で分かる。	排出量の把握に当たり、直接排出量に基づく表示とすると、家庭部門や業務その他部門による取組の成果の大部分が、エネルギー転換部門の排出量の値の中に埋没してしまい、かえって実態の把握を困難にする。 このため、各部門における対策の効果の評価・点検に当たっては、直接排出量ではなく、間接排出量（発電や熱の生産に伴う排出量を各部門のエネルギー消費量に応じて配分した値）に基づいて実施するのが適当であると考えられる。 なお、原発停止による一時的影響については、点検報告書案（P24）に記載しているところ。
	重点調査事項 p 2 6	バックカスティングに基づき今ある技術を計画的に導入して計画的に排出削減し、2050 年の 80 % 削減にむけて直線的に排出削減する目標を定め、対策を定め、政策を検討すべき。	平成 19 年 2 月には「2050 日本低炭素社会シナリオ：温室効果ガス 70 % 削減可能性検討」報告書において、ありうる社会のシナリオと産業構造変化をバックカスティングの方法により想定した上で、我が国において CO2 を 1990 年に比べて 70 % 削減する技術的なポテンシャルが存在することが明らかにされ、平成 20 年 5 月には「低炭素社会に向けた 12 の方策」報告書において、CO2 排出量を 70 % 削減するために取るべき、12 の方策が提案された。この結果も踏まえ、環境省では、我が国の長期目標の達成の道筋の選択肢を提示するため、地球環境部会における低炭素社会の実現に向けた施策・制度の検討をしており、本件について、改めて点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。
重点調査事項 p 2 6 ~ 2 7	IPCC が先進国の「産業革命前からの気温上昇 2 度」に最も近いシナリオとして、2020 年に 25-40 % 削減との目安を掲げているので、中期目標では、その数値を引用し、中期の大幅削減が科学的に求められていることを示すべき。	中期目標については、総理主催の地球温暖化問題に関する懇談会の下に中期目標検討委員会が設けられ、有識者を交えたオープンな形で科学的、理論的な検討が行われており、政府としては、この検討結果及び国際交渉の状況を踏まえた上で、来年の然るべき時期に中期目標を公表することとされている。検討に当たっては、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも半減し、今後 10 年から 20 年位の間でのピークアウトすべく、公平性、実効性を念頭に置くこととしており、本件について、改めて点検報告書案に盛り込む必要はないものと判断した。	

該 当 箇 所		意 見 概 要	意見に対する事務局としての考え方
- 1 1. 地球温暖化問題に対する取組	重点調査事項 p 26 ~ 27	発電所と工場の省エネ、石炭火発の天然ガス火発への転換、自然エネルギーの大幅普及が不可欠であり、これを政策で進めることが不可欠であることを提言すべき。	これらの取組については、具体的な施策を明確化した「低炭素社会づくり行動計画」に盛り込まれており、提言として点検報告書案には盛り込まないものと判断した。
	重点調査事項 p 28	原子力発電については、徹底した安全確保を絶対的な前提として、主要利用国並の設備利用率の向上を目指し、新規建設の着実な実現を目指すべき。核燃料サイクルを確立するとともに、高速増殖炉サイクルの早期実用化を目指すべき。	
	重点調査事項 p 28 ~ 29	「革新的制度」として、キャップ&トレード式排出量取引、炭素税、協定、石炭税などと具体的に書くべき。 既存技術の確実な普及で 2020 年の大幅削減を確実に進め、化石燃料消費の削減を着実に進めるべき。	
		いつできるかわからない技術開発に税金を投じず、省エネ技術普及や自然エネルギー普及を進めることを優先すべき。	「低炭素社会づくり行動計画」において革新的技術開発と既存先進技術の普及が併記されており、技術開発の必要性も認められることから、点検報告書案に盛り込まないものと判断した。
	重点調査事項 重点調査事項	太陽光発電について、日本においても、ドイツ同様の固定価格買い取り制度により、太陽光発電の普及を図るべき。 日本全国の国公立の学校の屋上を活用した大量の太陽光発電の使用によりコストダウンを進める方法を提言したい。	点検報告書案においては、太陽光発電について、技術革新と需要創造による価格の大幅低減、電力系統への影響を緩和するための技術開発の推進、ドイツを含めた諸外国の再生可能エネルギーについての政策を参考にしながら大胆な導入支援策や新たな料金システムの検討等を行うことを提言している。
	重点調査事項 p 32	「スターンレビュー」同様、日本でも放置した際の被害が対策コストを遙かに上回ることを国のプロジェクトなどで明らかにすべき。 また、農林業をはじめ、いま既におきている被害について実態を早急に調査し、温暖化の影響の疑いがあるものを集めて示すべき。	我が国の地球温暖化による影響と脆弱性については、「地球温暖化影響・適応研究委員会」が評価し、各分野における影響事象の例を整理し、今後の影響・適応研究の具体的な方向性ととも、平成 20 年 6 月に報告書としてまとめており、本件について、改めて点検報告書に盛り込む必要はないものと判断した。

該当箇所	意見概要	意見に対する事務局としての考え方
<p>- 1 2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組</p>	<p>全体</p>	<p>地域に新しい循環型社会をつくりだすための基本的な情報として、かつては生活と結びついていた自然環境の現状（農業として利用されている場所、自然環境が残されている場所、既に開発が進んだ場所等の情報）を各地で把握・整理すべき。</p>
	<p>残土や廃棄物の処理のための埋立場所の選定に当たり、地域や専門家を交え、計画前段階で候補をあげるべき。</p>	<p>本件は、個別事業実施手法の問題であることから、点検報告書案には盛り込まないものと判断した。</p>
	<p>p 3 3</p>	<p>毎年膨大な資源を輸入し、不法投棄も多く過去最大の産廃不法投棄という事件があとをたたず、循環型社会に進んでいるとは思えない。指標が実態を表していないのではないか。</p>
<p>重点調査事項 p 3 6</p>	<p>3 Rそれぞれについて、具体的施策を記述すべき。 1 Reduce : 過剰包装の制限、資源消費を伴う広告活動（DM 等）の削減を行うべき。 2 Reuse : （インターネットオークション等の発展を目的とした）中古売買に関する規制緩和、中古売買に係る事業税優遇等があるべき。 3 Recycle : 家電リサイクル法に関し、廃棄時に料金請求する方針から購入時の事前徴収に変更すべき。</p>	<p>循環型社会の形成については、必要な対策が循環型社会形成推進基本計画に基づき進められ、定期的に点検が行われている。本点検は、同計画も踏まえつつフォローアップを行っているものであり、個別の具体的施策を示すことを目的としているものではないため、点検報告書案には盛り込まないものと判断した。</p>
<p>重点調査事項 p 3 6 重点調査事項 p 4 2</p>	<p>排出量の 9 割近くを占める産業廃棄物を減らす政策を重点にすべき。 減量、再使用、再生利用、熱回収、処分という優先順位に従って政策が進められるべき。上流でごみにならないような対策（容器包装でいえば再使用）それを担保する政策（再使用義務化、使い捨て容器使用禁止等）を提言すべき。 循環法の優先順位に従って政策や予算を抜本的に見直すべき。</p>	<p>既に、環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物の発生抑制を優先する 3 R の考え方が示されており、点検報告書には盛り込まないものと判断した。</p>
<p>- 1 4. 生物多様性の保全のための取組</p>	<p>重点調査事項 p 5 8 ~ 5 9</p>	<p>開発事業の内容に係る情報を、各都道府県の自然保護担当に伝え、当該担当は、それに対応できるよう、問題や取組の情報収集に努めるべき。データを読み取って対策に活かすことのできる人や仕組みが必要。</p>
	<p>中山間地域の都道府県には、自然保護担当と別に獣害対策担当を置くべき。</p>	<p>個別事業の実施に係る都道府県の対応手法の問題と考えられ、点検報告書には盛り込まないものと判断した。</p>
	<p>大型事業では、生物種ごとに公聴会を開いて期限を切らずに議論する、議論を対審制にするなど、議論を丁寧に行い、決して見切り発車ができないよう、環境影響評価制度を強化すべき。 来年の環境影響評価法見直しに向けた提言を行うべき。</p>	<p>各都道府県の組織編成は、各都道府県が行うものであり、当該拡充を全都道府県に求める内容を点検報告書案に盛り込むことは不適切と判断した。</p> <p>環境基本計画において、「環境影響評価法については、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講じます」としており、現在、有識者からなる総合研究会が開催され、施行の状況についての検討が行われているところであることから、本件については、点検報告書案には盛り込まないものと判断した。</p>

該 当 箇 所		意 見 概 要	意見に対する事務局としての考え方
- 2 1. 予防的な 取組方法の考 え方に基づく 施策のフォロ ーアップの結 果について	地球温暖化 問題に対する 取組 p 7 4 ~ 7 5	地球温暖化防止について、先進国は 2020 年に 25-40 %、2050 年に 80-95 %削減が必要との IPCC の指摘を日本も受け入れるよう、提言すべき。 また、その国内排出削減を確実に実施するため、いまある技術を国内すみずみまで普及することを優先する対策、それを保証する政策を提言すべき。	低炭素社会づくりの具体的なイメージとして、環境省の地球環境研究総合推進費により研究が進められている「低炭素社会に向けた 12 の方策」を踏まえ、世界全体の温暖化ガス排出量を 2050 年までに半減するという長期目標の達成に向けたロードマップの検討を行うこととしており、現時点で本提言に盛り込む必要はないと判断した。中期目標については、点検報告書案において、有識者を交えたオープンな形で、科学的、理論的な検討が行い、来年の然るべき時期に公表することを提言している。既存技術の優先については、「低炭素社会づくり行動計画」において革新的技術開発と既存先進技術の普及が併記されており、技術開発の必要性も認められることから、点検報告書案に盛り込まないものと判断した。
	都市におけ る良好な大気 環境の確保に 関する取組 p 7 6	PM2.5 のような微粒子はディーゼル車がメインの発生源とみられるので、この規制値を早急に制定するとともに、規制ができるまで放置せずに、予防原則に従いディーゼル車を輸入販売しにくくする対策をとるべき。	大気環境の確保については、来年、重点点検分野として点検を行うこととされており、その中で、必要に応じて検討すべき課題であるので、本点検報告書案には盛り込まないものと判断した。なお、PM2.5 (微小粒子状物質) については、中央環境審議会大気環境部会において、微小粒子状物質健康影響評価報告書が示され、今後の取組方針等について議論されている。